

平成 23 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 エイボン・プロダクツ株式会社
代表者名 代表取締役社長 羽鳥 成一郎
(JASDAQ・コード 4915)
問合せ先 情報管理本部長 岡 修
(TEL. 03-5353-9227)

当社完全子会社化のための定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得 にかかる承認決議に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 1 月 21 日付「臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の招集、定款の一部変更、全部取得条項付普通株式の取得並びに役付取締役の異動に関するお知らせ」（以下「1 月 21 日付プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日、種類株式発行にかかる定款の一部変更、全部取得条項（下記 1. ②において定義されるものをいいます。以下同じです。）にかかる定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式（下記 1. ②において定義されるものをいいます。以下同じです。）の取得について、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び普通株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも原案どおり承認可決されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所の開設する市場である JASDAQ 市場（以下「JASDAQ 市場」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなり、本日から平成 23 年 3 月 15 日までの期間において整理銘柄に指定された後、同月 16 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を JASDAQ 市場において取引することはできません。

記

1. 当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得にかかる議案の内容

当社は、1 月 21 日付プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の①から③の方法により、Devon Holdings株式会社（以下「Devon Holdings社」といいます。）の完全子会社となることを目的として、定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、普通株式とは別の種類である A 種種類株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を種類株式発行会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。）とします。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社の発行する全ての普通株式に、全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号について規定する事項についての定めをいいます。以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。
- ③ 会社法第 171 条並びに上記①及び②による変更後の当社定款に基づき、当社は、株主総会の決議によって、株主の皆様から当社の全部取得条項付普通株式の全部（自己株式を除きます。）を取得し、当社は当社を除く各株主の皆様に対して、当該取得の対価として全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに A 種種類株式 3,609,500 分の 1 株を交付いたします。この際、Devon Holdings社以外の各株主の皆様に対して交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

2. 当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得にかかる議案の承認決議

- (1) 種類株式発行にかかる定款一部変更の承認決議

a. 承認可決された事項の内容

上記①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。当該議案にかかる定款変更の内容は、1月21日付プレスリリースの「2. 種類株式発行にかかる定款一部変更の件（定款一部変更の件A）（2）変更の内容」に記載のとおりです。

b. 定款変更の効力発生日

上記①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における承認可決をもって、本日その効力を生じております。

(2) 全部取得条項にかかる定款一部変更の承認決議

a. 承認可決された事項の内容

上記②の定款変更は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。当該議案にかかる定款変更の内容は、1月21日付プレスリリースの「3. 全部取得条項にかかる定款一部変更の件（定款一部変更の件B）（2）変更の内容」に記載のとおりです。

b. 定款変更の効力発生日

上記②の定款変更は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、上記②の定款変更による変更後の当社定款附則第1条に基づき、平成23年3月22日をもってその効力が生じます。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の承認決議

a. 承認可決された事項の内容

上記③の全部取得条項付普通株式の取得は、その他の必要事項の決定を取締役会に一任いただくことも含めて本臨時株主総会における第3号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。当該議案の内容は、1月21日付プレスリリースの「4. 全部取得条項付普通株式の取得の決定の件（2）全部取得条項付普通株式の取得の内容 ①全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項」に記載のとおりであります。

b. 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生日

上記③の全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会における承認可決により、上記①の定款変更の効力が生じること及び上記②の定款変更の効力が生じることを条件として、平成23年3月22日にその効力が生じます。

c. 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が生じた場合、上記③のとおり、当社は、全部取得条項付普通株式の全部（自己株式を除きます。）を取得し、当社は当社を除く各株主の皆様に対して、当該取得の対価として全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式3,609,500分の1株を交付いたします。この際、Devon Holdings社以外の各株主の皆様に対して取得対価として交付される当社A種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。かかる全部取得条項付普通株式の取得と引換えに株主の皆様へ交付されることになる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式については、会社法第234条第2項に基づく裁判所の許可を得たうえで、Devon Holdings社に対して売却すること、又は会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき裁判所の許可を得て、当社が買取ることを予定しております。この場合の当社A種種類株式の価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、Devon Holdings社以外の株主の皆様が保有する当社普通株式数に74円（Devon Holdings社が平成22年11月9日から同年12月21日まで当社の普通株式に対する公開買付けを行った際における当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を当社以外の各株主の皆様へ交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可

が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

d. 取得日

平成23年3月22日といたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得に関する日程の概要（予定）

全部取得条項付普通株式の取得に関する日程の概要（予定）は以下のとおりです。

種類株式発行にかかる定款一部変更の効力発生日	平成23年2月15日（火）
当社普通株式のJASDAQ市場における整理銘柄への指定	平成23年2月15日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付にかかる基準日設定公告	平成23年3月1日（火）
当社普通株式のJASDAQ市場における売買最終日	平成23年3月15日（火）
当社普通株式のJASDAQ市場における上場廃止日	平成23年3月16日（水）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付にかかる基準日	平成23年3月18日（金）
全部取得条項にかかる定款一部変更の効力発生日	平成23年3月22日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成23年3月22日（火）

以上